

令和元年10月「台風19号災害」に伴うボランティア活動保険 大規模災害時特例措置について

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪府ボランティア・市民活動センター

1. 内容

①特例の規定内容：ボランティア保険の補償開始を「加入日の翌日午前0時」

⇒「**加入手続きが完了した日時から**」へ変更するもの

②特例の適用期間：令和元年10月15～令和2年1月15日まで、3ヶ月間

2. 加入手続きについて

申込は、被災地の災害ボランティアセンターの負担軽減のため、最寄りの市町村社会福祉協議会にて手続きを行ってください。その場合、被災地に往復途上も保障されます（本人のケガ等）。

3. 留意事項

本加入申込に関しては、「加入時間」の記入と「**大規模災害時特例**」の表記が必須です。

3. ボランティア活動保険対象の所在地

台風19号による被害を受けた所在地

適応条件：災害ボラセンが立ち上がっており、受入準備ができていること

4. お問い合わせ先 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部

ボランティア・市民活動センター

<TEL> 06-6762-9631 <FAX> 06-6762-9679